

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表
 （ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項）（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備</p> <p>二十一の二 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備</p> <p>二十一の三 設備規則第四十九条の八の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備</p> <p>二十二～六十二 （略）</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第二十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>二十二～六十二 （略）</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第二十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p>

一	置 装
二	試験項目
三	測定器等
四	特定無線設備の種別
	(略)
	備設線無の号一十ニ第項一第条ニ第
	線無の二の号一十ニ第項一第条ニ第
	線無の三の号一十ニ第項一第条ニ第
	(略)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一	置 装
二	試験項目
三	測定器等
四	特定無線設備の種別
	(略)
	備設線無の号一十ニ第項一第条ニ第
	(略)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

送 信 装 置									
搬送波電力	プレエンファシ ス特性	周波数偏位又は 変調度	周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射 又は不要発射の 強度	占有周波数帯幅	周波数	
低周波発振器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 直線検波器又は 変調度計	低周波発振器 直線検波器又は 変調度計	比吸収率測定装 置	電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力 計又はスペクト ル分析器	擬似音声発振器 又は擬似信号発 生器 バンドメータ又 はスペクトル分 析器	周波数計又はス ペクトル分析器	
					○	○	○	○	
					○	○	○	○	備設
					○	○	○	○	備設

送 信 装 置									
搬送波電力	プレエンファシ ス特性	周波数偏位又は 変調度	周波数偏移又は 周波数偏位又は 変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射 又は不要発射の 強度	占有周波数帯幅	周波数	
低周波発振器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 直線検波器又は 変調度計	低周波発振器 直線検波器又は 変調度計	比吸収率測定装 置	電力計、電界強度 測定器又はスペ クトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力 計又はスペクト ル分析器	擬似音声発振器 又は擬似信号発 生器 バンドメータ又 はスペクトル分 析器	周波数計又はス ペクトル分析器	
					○	○	○	○	

置 装 信 受								
感 度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	
標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	スペクトル分析器
	○	○	○	○				
	○	○	○	○				
	○	○	○	○				

置 装 信 受								
感 度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	
標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ 又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	スペクトル分析器
	○	○	○	○				

通過帯域幅								
通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計

注 (略)
イ・ウ (略)

通過帯域幅								
通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計

注 (略)
イ・ウ (略)

11・11 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書
(略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。
(図略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第21号に掲げ	1Z

11・11 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書
(略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。
(図略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第21号に掲げ	1Z

無線設備	
第2条第1項第21号の2に掲げる無線設備	AT
第2条第1項第21号の3に掲げる無線設備	BT
(略)	(略)

無線設備	
(略)	(略)